

商品概要説明書

J A住宅ローン利用者専用カードローン（愛称：住まいるPLUS）

（令和6年2月13日現在）

商品名	J A住宅ローン利用者専用カードローン（愛称：住まいるPLUS）
ご利用いただける方	J Aの組合員の方。 J Aで住宅ローンをご利用中の方。 ご契約時の年齢が満20歳以上66歳未満の方。 原則として、前年度税込年収（所得金額）が150万円以上ある方（自営業の方は前年度税引前所得とします）。 原則として、給与所得者は勤続年数が1年以上の方、自営業者は営業年数3年以上の方。 J A（他J Aを含む）との間でカードローン取引を行っていない方。 J Aが指定する保証機関（広島県農業信用基金協会）の保証が受けられる方。 その他J Aが定める条件を満たしている方。
資金使途	生活に必要な一切の資金とします。
契約金額	極度額は50万円とします。
契約期間	ご契約日から1年後の応当日の属する月の25日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、J Aがその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様としますが、満70歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。 本商品は、J Aで住宅ローンをご利用いただいているお客様向けの商品です。 J Aの住宅ローンのお取引が終了した場合は、原則本商品についてもあわせて解約いただきます（ただし、通常完済によるお取引終了の場合は、上記の契約期間内に限り、引き続き本商品をご利用いただけます。）。
借入利率	変動金利とします。 お借入中の利率は、金融情勢等により見直しをさせていただきます。 お借入利率には、年1.5%の保証料を含みます。 利率は店頭に掲示します。詳細については、J Aの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	約定返済 毎月25日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、前月約定返済日現在のお借入残高に応じて返済用貯金口座から自動引落しによりご返済いただきます。具体的な返済額は次のとおりです。ただし、当月約定返済日前日のお借入残高が下記約定返済額に満たない場合は、当月約定返済日前日の残高をご返済いただきます。

	<table border="1"> <tr> <td>前月約定返済日現在の貸越残高</td> <td>ご返済額</td> </tr> <tr> <td>1万円未満</td> <td>前月約定返済日の貸越残高</td> </tr> <tr> <td>1万円以上50万円以下</td> <td>1万円</td> </tr> </table> <p>任意返済 毎月の約定返済のほかに、J A窓口あるいはA T Mから貸越専用口座へ随時ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことにはなりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落としが行われます。</p>	前月約定返済日現在の貸越残高	ご返済額	1万円未満	前月約定返済日の貸越残高	1万円以上50万円以下	1万円
前月約定返済日現在の貸越残高	ご返済額						
1万円未満	前月約定返済日の貸越残高						
1万円以上50万円以下	1万円						
利息の計算方法	毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。						
担保	不要です。						
保証人	J Aが指定する保証機関（広島県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。						
手数料	手数料はJ Aによって異なります。 ・契約更新手数料 無料 ・カード再発行手数料 最大 1,100円						
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という）につきましては、J A本支店（所）にお申し出ください。J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用することができます。ご利用にあたっては、直接弁護士会へお申立ていただくか、J Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>各連絡先は最下部に掲載しております。</p>						
その他	<p>お申込みに際しては、J AおよびJ Aが指定する保証機関（広島県農業信用基金協会）において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。</p> <p>なお、J Aによっては電子契約サービスが利用でき、印紙税が不要となりますが、J A所定の電子契約サービス手数料が必要となります。</p> <p>その他ご不明の点がございましたら、J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>						

お問い合わせ窓口	詳しくは、お近くのＪＡ窓口もしくは下記へお問い合わせください。			
	ＪＡ広島市	ＪＡひろしま	ＪＡ広島ゆたか	0823-66-3710
	中央ロ-ンセンター 0120-850-114	本店ロ-ンセンター 082-423-4711	ＪＡ尾道市	0848-23-3323
	西ロ-ンセンター 0120-850-127	西部ロ-ンセンター 0829-39-4939	ＪＡ福山市	084-924-2372
	南ロ-ンセンター 0120-850-012	安芸ロ-ンセンター 082-822-5803		
	呉ロ-ンセンター 0823-24-3132			
	東部ロ-ンセンター 0848-63-3455			

苦情処理措置および紛争解決措置にかかる連絡先

ＪＡバンク広島の各担当部署の連絡先

ＪＡ名	部署名	電話番号
広島市	融資部 債権保全課	082-831-5923
ひろしま	リスク管理部 リスク管理課	082-422-6168
広島ゆたか	総務企画課	0823-66-2011
尾道市	総合企画部 リスク管理課	0848-23-3331
福山市	金融共済部 融資課	084-924-2372
広島信連	ＪＡバンク推進部	082-248-9527

弁護士会仲裁センター

弁護士会名	電話番号
広島弁護士会	082-225-1600